

(別紙様式2)

## 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：静岡県  
農業委員会名：島田市農業委員会

### I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

#### 1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	661	2,520	-	-	-	3,180
経営耕地面積	443	2,012	61	1,950	1	2,455
遊休農地面積	10	27	6	21	0	37
農地台帳面積	816	2,941	-	-	-	3,757

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,855
自給的農家数	1,107
販売農家数	1,748
主業農家数	557
準主業農家数	349
副業的農家数	842

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,254
女性	1,606
40代以下	355

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	384
基本構想水準到達者	394
認定新規就農者	8
農業参入法人	16
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 9 月 30 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	-	11
認定農業者に準ずる者	-	0
女性	-	2
40代以下	-	1
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	14	14	14

\*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,199 ha	2,055 ha	64.20 %
課 題	農業従事者の高齢化・後継者不足、また近年の茶況の低迷で離農による耕作放棄地が増加、農地の分散錯雑等が農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。また、山間地等において作業の機械化等による作業効率の悪い傾斜地等については、利用集積が図られない状況である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 平成30年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
2,337 ha	1,768 ha	19 ha	75.65% %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度及び農地中間管理事業等の周知を実施する。引き続き農地の貸借情報の収集を行い、提供された情報を公開する。また、農業委員・農地利用最適化推進委員による斡旋を行う。
活動実績	担当地区委員や事務局が相手方(借り手)を探して貸借を結んだ例があったが、傾斜地・不整形などの耕作不便な農地については、借り手がなかなか見つからず集積につながっていない。 農地中間管理事業について利用権設定に比べ申請が複雑なため、農業者から理解を得ることが難しく、制度の活用が少なかった。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	集約目標値を達成していないため、農地中間管理事業を活用し借入地の増加が必要。
活動に対する評価	担当地区委員や事務局が相手方(借り手)を探して貸借を結んだ例があったが、傾斜地・不整形などの耕作不便な農地については、借り手がなかなか見つからず集積につながっていない。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	4 経営体	4 経営体	1 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	1.3 ha	0.7 ha	0.25 ha
課題	近年の茶況の低迷により農家人口や就農人口が減少しており、新規就農者も減少している。新規就農者も親元就農であり、新たな新規参入者への育成・支援が必要。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 平成30年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
1 経営体	4 経営体	400 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
0.5 ha	2.34 ha	468 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農林課と連携し新規就農者・法人化への育成・支援を実施する。
活動実績	農林課と連携し新規就農者・法人化への育成・支援を実施し、農業委員や事務局が貸し手を探して貸借を結んだ例もあった。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標は1経営体だったが、4経営体の参入があった。
活動に対する評価	農林課と連携し新規就農者・法人化への育成・支援を実施した結果である。

#### IV 遊休農地に関する措置に関する評価

##### 1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,235 ha	36.00 ha	1.11 %
課 題	農業従事者の高齢化、相続による非農家の農地取得や農産物価格の低迷などによる営農意欲の低下により傾斜地など営農条件の悪い農地の耕作放棄地が増加している。集積を進めるにも、地権者又は周辺耕作者の同意が得られないことが多く、解消促進は困難である。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 平成30年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
2 ha	2.3 ha	113.52% %

- ※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
- ※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

##### 3 2の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	38 人	6月～8月	10月～11月
	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月から苦情のある場所や平坦部を中心に開始し、8月頃に、委員と事務局とで班編成を組む農地パトロールで各班にて担当地区を巡回、利用状況を確認する。</li> <li>・地図等に耕作放棄地を記入し、結果をもとに公図と台帳で照合し地番の特定、集計を行う。必要があれば再調査を実施する。</li> </ul>		
	農地の利用意向調査	調査実施時期: 11月～1月		
	その他の活動	農業委員等による個別相談・指導		
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 38 人	調査実施時期 6月～8月	調査結果取りまとめ時期 10月～11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期 11月～1月	調査結果取りまとめ時期 2月～3月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 29 筆	調査数: 0 筆	調査数: 0 筆
		調査面積: 2.4 ha	調査面積: 0 ha	調査面積: 0 ha
その他の活動	農業委員等による個別相談指導を行った。近隣からの連絡などにより、現地調査を行い適正な管理指導を実施した。			

##### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	耕作条件の悪い農地に加え、農業従事者の高齢化、相続による非農家の農地取得等より耕作放棄地の増加が顕著になっており、所有者に対する指導、貸借のあっせん等を行った。
活動に対する評価	耕作放棄地の量に対し、担い手が非常に不足しており、特に条件の悪い耕作放棄地については借り手が見つからず、管理もできない状態が顕著になってきている。今後は耕作条件の悪い農地は非農地判断を進めるほか、耕作条件の良い農地では個人ではなく地域での農地保全等にシフトして行かざるを得ない。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,199 ha	0.00 ha
課 題	違反転用については把握が難しく、違反に至った理由も様々であり、適正に対応することが求められるものの後手となりがちである。農地に復元するという本来の解決手法が取れない案件もあると思われるため対応が難しい。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 平成30年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.40 ha	0.40 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○違反転用の是正指導               <ul style="list-style-type: none"> <li>・違反転用の早期発見及び違反転用者への是正指導</li> </ul> </li> <li>○違反転用の発生防止に向けた取組み               <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会だより(どうだん)等による農業者等への周知</li> <li>・農地パトロールの実施(8月頃)</li> </ul> </li> </ul>
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙への掲載及び市役所玄関待合ロビーに設置した液晶モニターによる広報により、広く住民に対し周知を図った。(広報7月号、モニター8月後半)</li> <li>・農地パトロールを実施し、違反転用の防止に努めた。(8月～9月 延べ11回)</li> <li>・違反転用者への個別訪問等による是正指導を行い、法の周知及び転用許可追認等を実施した。</li> </ul>
活動に対する評価	違反転用については把握が難しいが、今後とも農業者等への啓発活動、監視活動を継続し、発生の防止に努める必要がある。日頃からの委員の監視活動も重要であり、今後も通年でのパトロール等を実施していく必要がある。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 46 件、うち許可 46 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局による書類審査・現地確認及び担当地区農業委員による現地確認・関係者への聞き取り調査を行っている。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	案件毎に、調査結果に基づき許可基準に沿って適否を判断している。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	46	件	
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0	件	
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	審議過程の分かる議事録を作成し、事務局に備え付け公表している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	23 日
	是正措置				

### 2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 161 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局による書類審査・現地調査及び担当地区農業委員による現地調査・関係者への聞き取りを行っている。また、毎月提出案件の中から抽出して、事務局及び農業委員等(4~5名)で関係者立会いのもと現地調査を実施している。			
	是正措置	現地調査により問題となった案件について、計画の見直し、必要書類の提出を求めた。			
総会等での審議	実施状況	案件毎に、現地調査等の結果を踏まえ、許可基準の項目に沿って適否を判断している。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	審議過程の分かる議事録を作成し、事務局に備え付け公表している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	28 日
	是正措置				

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		16 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		16 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 339 件 公表時期 平成31年 4月 情報の提供方法: 窓口での公表
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 3,721 件 取りまとめ時期 平成31年 3月 情報の提供方法: 窓口での公表
	是正措置	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 3,757 ha
		データ更新: 農地法の許可、相続等の届出、農用地利用集積計画に基づく利用権の設定等、利用状況調査などの調査結果に基づき毎月更新。死亡者データについて毎月更新。住民基本台帳及び固定資産税台帳と突合処理。
	公表: 電算システム	
是正措置		

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

<p>農地利用最適化等に関する事務</p>	<p>〈要望・意見〉            ①農地中間管理事業の利用については、利用権設定に比べ申請が複雑で期間も要するため、もっと簡略して欲しい。            ②借り手が決まっていないと中間管理機構が受けてくれない。            ③遊休農地となった小規模や中山間地の農地を中間管理機構に出しても借り手がいない。            〈対処内容〉            ①利用者の同意が得られた場合には農地中間管理事業を推進した。            ②農業委員会で受け手を捜す。            ③非農地化が可能な場所は非農地判断を行い、所有者に管理を求めているが、現状は管理できず放棄されたままである。</p>
<p>農地法等によりその権限に属された事務</p>	<p>〈要望・意見〉            農地の管理ができないので、国や市に寄付したい。            〈対処内容〉</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## VIII 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している  その他の方法で公表している

事務局窓口へ備え付け

※いずれかに○を記入し、「その他の方法で公表している」に○を付けた場合は公表方法を記入する

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

<p>提出先及び提出した意見の概要</p>	
-----------------------	--

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している  その他の方法で公表している

※いずれかに○を記入し、「その他の方法で公表している」に○を付けた場合は公表方法を記入する